

元治元年十一月（日欠）

【読み下し文】

恐れ乍ら書き付けを以て願ひ上げ奉り候

甲州道中府中宿より矢倉沢御関所通り往還、武州多摩郡木曾村并び
 同村助郷の内、高ヶ坂外拾式ヶ村、都合拾四ヶ村小前・村役人惣代、
 右木曾村名主源右衛門・高ヶ坂村同三右衛門一同申し上げ奉り候、
 私共村々の儀は前書木曾村の御伝馬定助郷相勤め、一体助郷村々の者
 共一同元和三年三月中恐れ乍ら 東照宮様御尊櫃 駿州久能山よ
 り日光山へ御通輿在らせられ候 砌、不用意の処、小田原宿より府中
 宿へ急場俄かの御道筋に相成り、同三月十八日より十九日小田原宿
 御逗留、同廿日州中原村御泊り、夫れより馬継場厚木村・座間村・木曾
 村御小休場仰せ付けさせられ候より、小野路村へ御継ぎ立て仕り、
 同廿一日府中宿御泊り、一日の御逗留、廿二日より廿四日迄仙
 波御逗留、廿八日佐野、廿九日より四月三日迄鹿沼宿御逗留、同
 四日日光山へ入 御遊ばせられ候、其節御供奉天海僧正様・本多
 上野介様・土井大炊頭様・松平右衛門太夫様・板倉内膳正様・秋元但
 馬守様・成瀬隼人正様・安藤帯刀様・中山備前守様・榊原大内記様、其
 の外御旗本様方数多の御同勢にて、誠に以て急場俄か此の上無く、御大切
 の御用に付き、如何体にも身命掛け奉り、御継ぎ立て相勤むるべき段仰
 せ渡さる、尤も永々末々迄夫役仰せ付けらる間敷段、御尊命を蒙り
 奉り、木曾村は勿論、助郷村々共一同前代未聞稀なる 御国恩の御儀
 と冥加至極有り難く仰せ恐れ奉り候、然るに辺鄙の御道筋に付き、
 民家少く、男女老少の差別無く用立て候ものは残らず罷り出で、生茂
 り候 樹木火急に伐り払い、枯木・枝葉等、道際家居取り払い、御道筋切
 り広げ、精々丈夫に掛け渡し、人馬木曾村へ相備え居り、悉く手操り
 を尽し、分骨身命を惜まず、立ち帰りて昼夜寝食の暇之れ無く出情相勤
 め、数万の人馬 滞り無く御継ぎ立て、御用相濟せ、其れ以来 御尊櫃
 御成道と唱え奉り来り申し候、前の願ひの通り、木曾村は脇往還駅
 場、外拾三ヶ村は定助郷にて、木曾村へ御伝馬人足差し出し、諸御用御継
 ぎ立て連綿相勤め候 間、私共村々都て他方助合は勿論、度々日光御
 社参の節迎も、人馬國中御触仰せ出ださせられ候 砌も、右御由緒の訳柄

を以て申し立て候得ば、孰れも御免除御許容在らせられ、偏えに御神徳と有り難く挙て仰せ伏して奉り、冥加至極の程、朝暮、老若男女迄日光御山に向ひ、御神威拜礼奉り罷り在り候儀に之れ有り、前書座間村に於ては其の節、御神輿御座所え、御宮建立・御修復の節、相州志ヶ国御免勸化仰せ付けられ、私共村々にても別段御寄進仕り、享保度の例を以て、其の後猶御修復の節も冥加出情勤金差し出し申し候儀に御座候

一、延享度已来宿々又は助郷村より度々差村いたし、前段御由緒を以て御免除相成り、去る天保十二丑年中神奈川宿定助郷村々より矢張り差村いたし候に付き、巨細前文の趣相認め願ひ上げ奉り候処、御免除御許容成し下され置く、然る処往古より脇往還の儀に付き、諸家様御通行追々相嵩み、漸く勤め続け居り候得共、是迄東海道・甲州道中両道宿々え助郷相勤め候義皆て之れ無き村柄の儀は、武相両国境、山々谷合に相挟り、其の上用水乏敷、早損勝ちにて、畑方多分の村々に之れ有り、難渋筋の儀は申し尽し難く、万々一御由緒之れ有り候共、東海道筋え助郷等仰せ付けられ候ては忽ち潰れ、退転の儀は眼前に御座候間、夫役御免等仰せ蒙り奉り候趣を以て相続仕り度、大小の百姓夫れ而已心掛け罷り在り候折柄、去る天保十三寅年中、五街道宿々助郷困窮に付き、御救い御用金え、御国恩冥加筋相弁え、御差し加え相願ひ候もの御聞き糺し御用として筒井銃藏様御廻村之れ有り、私共村々の儀は素より、御国恩自得罷り在り、重立ち候もの共申し合わせ、兼々聊か宛別段金子積み立て置き候砌、神奈川宿より木曾村・金井村・高ヶ坂村・大谷村・奈良村・能ヶ谷村、都合六ヶ村差村相成り候に付き、弘化四未年中、道中御奉行久須美佐渡守様御勤中、六ヶ村にて金貳百両献金願ひ上げ奉り候所、御調べ中、一と先帰村仰せ付けられ、有り難く帰村罷り在り、其の後猶八ヶ村においても聊か積み立て置き候金子之れ有り、今般拾四ヶ村にて金子、今年に至り金千両相貯め候間、右御上納仕り、恐れ入り奉り候得共、其の御筋の御金え御差し加え、宿方助成に成し下され置き、是迄の通り、孰れの街道筋大御通行之れ有り候ても、助郷差村等一切仰せ付けられず、御仁恵の程、心魂徹し有り難き仕合せに存じ奉り候間、木曾村始め拾三ヶ村挙て、今般願ひ上げ奉り候

一、当拾四ヶ村の内、能ヶ谷・広袴両村の儀は、既に当今御進発の御沙汰仰

せ出だされ、尚御供は申し上ぐるに及ばず、諸家様方多分御通行之れ有り候趣を以て、東海道神奈川宿より御印状頂戴恐れ入り奉り、併しながら相当の賃錢請け取り、人馬差し出し方の儀、宿方え示談を遂げ申すべしとの義、承知畏み奉り候得共、追々右様の儀村々え押し移り候ては、前条御由緒の義も相立ち兼ね、殊更御国恩相弁え積み立て候金子も其の儘に相成り候次第に相心得、依りては差別無く当拾四ヶ村一統、元和度御大切の御用相勤め候旧例骨隨に徹し、挙て有り難く仰せ伏して奉り、大小の百姓申し合せ候金千両上金仕り聊乍らも、右金道中筋御用途え御差し加えの義、偏えに願い上げ奉り候、何卒御慈悲を以て、逸々聞し召させらるる訳、右上納金の義御許容下され置き、孰れの宿方えも助郷等御免除相成り、安穩に当拾四ヶ村永統出来候様仰せ付けられ下され置き度、願い上げ奉り候、以上

江川太郎左衛門御代官所

倉橋惣三郎知行所

武州多摩郡木曾村

同御代官所

同知行所

同州同郡根岸村

須藤宗左衛門知行所

同州同郡森野村

田中一郎右衛門知行所

同州同郡原町田村

同御代官所

町野悌十郎

細井百助

同州同郡金森村

高井大和守

遠藤六郎右衛門 知行所

同州同郡高ヶ坂村

大久保矢九郎

井戸信八

同州同郡小川村

久留十左衛門

右 信八

三田治郎吉

知行所

道中
御奉行所様

元治元子年十一月

同州同郡成瀬村
右 十左衛門知行所
同州同郡大谷村
同御代官所
右 十左衛門 知行所
神谷武右衛門
同州同郡本町田村
右 武右衛門知行所
同州同郡金井村
同御代官所
右 武右衛門知行所
同州同郡広袴村
石丸時太郎知行所
同州都筑郡奈良村
右
拾四ヶ村
小前村役人
右
太郎左衛門御代官所
木曾村
名主
源右衛門
右
六郎右衛門知行分
高ヶ坂村
同
三右衛門